

令和2年3月

お客様各位

豊橋信用金庫

各種規定改定のお知らせ

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫は、令和2年4月1日からの「未利用口座管理手数料」の取扱開始等を踏まえ、令和2年4月1日付で各種規定を改定することとしましたのでお知らせします。

なお、改定後の各種規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用いたします。

誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定する各種規定

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定	定期積金（スーパー積金）規定
貯蓄預金規定（個人限定）	通知預金規定
納税準備預金規定	財産形成預金共通規定
総合口座取引規定（個人限定）	財産形成積立定期預金規定
当座勘定規定（一般用）	財産形成期日指定定期預金規定
当座勘定規定（専用約束手形口用）	財産形成年金預金規定
定期預金共通規定	振込規定
期日指定定期預金規定	カード規定
自動継続期日指定定期預金規定	デビットカード取引規定
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	法人カード規定
変動金利定期預金規定	貸金庫規定
自動継続変動金利定期預金規定	夜間金庫規定
自動継続定額複利預金規定（スーパーセレクト）	後見支援預金特別約定
三遠ネオフェニックス応援定期預金規定	保護預り規定

2. 改定の開始時期

令和2年4月1日（水）

3. 主な改定内容

- ・「未利用口座管理手数料」条項の新設
- ・「休眠預金等代替金に関する取扱い」条項の一部追加・変更
- ・「利息」条項の一部変更

普通預金規定（未利用口座管理手数料）の新設

（普通預金規定の抜粋）※普通預金規定以外の規定においても改定を行います。

- (1) 令和 2 年 4 月 1 日以降に開設した普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しができない場合には、未利用口座となります。
- (2) この預金口座が未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- (3) 当金庫は、この預金口座から、預金払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を引落します。
- (4) 引落した未利用口座管理手数料は、返却しません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約します。

普通預金規定（休眠預金等代替金に関する取扱い）の一部追加・変更（下線部分）

（普通預金規定の抜粋）※普通預金規定以外の規定においても改定を行います。

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りま
す。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

期日指定定期預金規定（利息）の一部変更（下線部分）

（期日指定定期預金規定の抜粋）※期日指定定期預金規定以外の規定においても改定を行います。

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率

② 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項の規定により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第5項、6項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上